

青森県報

第三千二百九号

平成二十二年
三月十日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税 務 課) …… 一
青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) …… 一

告 示

障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 四
飼料の試験の結果の概要…………… (畜 産 課) …… 四

公 告

河川整備計画の案の縦覧…………… (河川砂防課) …… 五
建設業者の許可の取消し…………… (東青地 民 局) …… 五
右 同…………… (三八地 民 局) …… 五

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号の表に次のように加える。

肝臓機能障害 一級から四級までの各級

第十三条第一項第二号中「同表第一号表ノ三」を「別表第一号表ノ三」に改め、同号の表に次のように加える。

肝臓機能障害 特別項症から第五項症までの各項症

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県税条例施行規則第十三条第一号及び第二号の規定は、平成二十二年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税及び平成二十二年以後の年度分の自動車税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳未満用）の次に次のように加える。

肝臓の機能障害の状況及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

| | 検査日 (第1回) | | 検査日 (第2回) | |
|-----------|---------------------------|----|---------------------------|----|
| | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
| | 状況 | 点数 | 状況 | 点数 |
| 肝性脳症 | なし・I・II・ III・IV・V | | なし・I・II・ III・IV・V | |
| 腹水 | なし・軽度・ 中程度以上 おおむね 0 | | なし・軽度・ 中程度以上 おおむね 0 | |
| 血清アルブミン値 | g/dℓ | | g/dℓ | |
| プロトロンビン時間 | % | | % | |
| 血清総ビリルビン値 | mg/dℓ | | mg/dℓ | |

| 合計点数 | 点 | 点 |
|----------------------------------|-------|-------|
| 血清アルブミン値、プロトロンビン時間又は血清総ビリルビン値の有無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |

注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。
注2 「点数」の欄には、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

〈Child-Pugh分類〉

| | 1点 | 2点 | 3点 |
|-----------|------------|--------------|------------|
| 肝性脳症 | なし | 軽度 (I・II) | 昏睡 (III以上) |
| 腹水 | なし | 軽度 | 中程度以上 |
| 血清アルブミン値 | 3.5g/dℓ超 | 2.8～3.5g/dℓ | 2.8g/dℓ未満 |
| プロトロンビン時間 | 70%超 | 40～70% | 40%未満 |
| 血清総ビリルビン値 | 2.0mg/dℓ未満 | 2.0～3.0mg/dℓ | 3.0mg/dℓ超 |

注1 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム (1981年) による。

注2 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減及び穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重がおおむね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によつてコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

| | 第1回検査 | 第2回検査 |
|------------------------|-------|-------|
| 180日以上アルコールを摂取していない。 | ○ ・ × | ○ ・ × |
| 改善の可能性のある積極的治療を実施している。 | ○ ・ × | ○ ・ × |

3 肝臓移植

| | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 肝臓移植の実施 | 有 ・ 無 | 実施年月日 | 年 月 日 |
| 抗免疫療法の実施 | 有 ・ 無 | | |

注 肝臓移植を行った者で、抗免疫療法を実施しているものについては、1、2及び4の記載を省略できる。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限

| | | | |
|-----------|--|-------|-------|
| 補完的な肝機能診断 | 血清総ビリルビン値 5.0mg/dℓ以上 | | 有 ・ 無 |
| | 検査日 | 年 月 日 | |
| | 血中アンモニア濃度 150 μg/dℓ以下 | | 有 ・ 無 |
| | 検査日 | 年 月 日 | |
| | 血小板数 50,000/mm ³ 以下 | | 有 ・ 無 |
| | 検査日 | 年 月 日 | |
| 症状に影響する病歴 | 原発性肝がん治療の既往 | | 有 ・ 無 |
| | 確定診断日 | 年 月 日 | |
| | 特発性細菌性腹膜炎治療の既往 | | 有 ・ 無 |
| | 確定診断日 | 年 月 日 | |
| | 胃食道静脈瘤 ^{りゅう} 治療の既往 | | 有 ・ 無 |
| | 確定診断日 | 年 月 日 | |
| | 現在の B 型肝炎又は C 型肝炎のウイルスの持続的感染 | | 有 ・ 無 |
| 最終確認日 | 年 月 日 | | |
| 日常生活活動の制限 | 1日1時間以上の安静 ^が 臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易 ^{ひん} 疲労感が月7日以上ある。 | | 有 ・ 無 |
| | 1日に2回以上の嘔吐 ^{おうと} あるいは30分以上のはき気が月に7日以上ある。 | | 有 ・ 無 |
| | 有痛性筋けいれんが1日1回以上ある。 | | 有 ・ 無 |

| | |
|-------------------------|-------|
| 該 当 個 数 | 個 |
| 補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無 | 有 ・ 無 |

第四号様式の注中「日本工業規格B4」を「日本工業規格A3」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百四十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定障害福祉サービス事業者 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 障害福祉サービスを行う事業所 | | 指定年月日 |
|---------------|--------------|-----------------|-------------|----------------|-----------------|----------|
| | | | | 名称 | 所在地 | |
| 有限会社東北福祉サービス | 有限会社東北福祉サービス | 上北郡東北町字一往來ノ下一〇の | 居宅介護 | 乙供ヘルパーステーション | 上北郡東北町字一往來ノ下一〇の | 平成三・二・一五 |
| 有限会社東北福祉サービス | 有限会社東北福祉サービス | 上北郡東北町字一往來ノ下一〇の | 重度訪問介護 | 乙供ヘルパーステーション | 上北郡東北町字一往來ノ下一〇の | 〃 |

青森県告示第百四十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十二年一月七日及び同年二月九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十二年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 製造事業場等の名称及び所在地 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製造年月 | 試験結果の概要 | | | | | | | 違反の内容 | | |
|---------------------------------|------|------------------------------------|------|---------|-------|---------|------|-------|-------|---------|-------|--------|-------|
| | | | | 粗たん白質 % | 粗脂肪 % | カルシウム % | リン % | 粗繊維 % | 粗灰分 % | 揮発性窒素 % | | 水性窒素 % | 消化率 % |
| 東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8 | 同 左 | 日配プロテイナー肥育後期用配合飼料 ハニテラスターUD | 22.1 | 18.9 | 7.4 | 0.98 | 0.54 | 1.7 | 4.7 | | | 3,250 | 12.6 |
| | | 協同飼料 クエイクライン | 22.1 | 15.3 | 3.2 | 0.90 | 0.72 | 3.6 | 5.7 | | 72.3 | | 14.3 |
| | | 日配種豚育成用及び飼育用配合飼料 テリニミール マキシム | 22.1 | 15.6 | 3.6 | 0.81 | 0.70 | 3.4 | 5.4 | | 74.0 | | 14.1 |
| | | FV前期 | 22.2 | 18.4 | 6.5 | 4.54 | 0.57 | 2.3 | 13.5 | | | 2,870 | 12.3 |

伊藤忠飼料株式会社
八戸工場
八戸市大字河原木字
海岸24の6

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|------|------|-----|------|------|-----|-----|--|--|-------|------|--|
| 同 左 | ホフイト前期 I T C | 22.2 | 22.0 | 6.2 | 0.97 | 0.71 | 2.1 | 5.5 | | | 3.110 | 13.3 | |
| | I C後期 N Y | 22.2 | 18.4 | 7.4 | 0.98 | 0.61 | 2.5 | 5.1 | | | 3.200 | 13.6 | |

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

河川整備計画の案の縦覧

二級河川天田内川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

- 1 河川整備計画の案に関する書類
- 2 公聴会に関する書類
- 3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成二十二年三月十日から同月二十三日まで

三 縦覧の場所

青森県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

- 1 意見書の様式及び記載事項
任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。
- 2 意見書の提出期限
平成二十二年三月三十日

3 意見書の提出先

青森県土整備部河川砂防課

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 由町建設

二 氏名 由町 兼政

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字本郷字篠原六四の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五七〇七号

五 取消年月日 平成二十二年二月十六日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社テクス青森
- 二 代表者の氏名 石井 睦男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字高館前六七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一七)第一二八九八号
- 五 取消年月日 平成二十二年二月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年六月三十日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭